若年者雇用情勢

若年労働力人口の推移

○　若年労働力人口（15～34歳）は、2022年で1,723万人。2008年には2,000万人を下回るとともに、総労働力人口に占める割合も30%を下回り、減少が続いている。

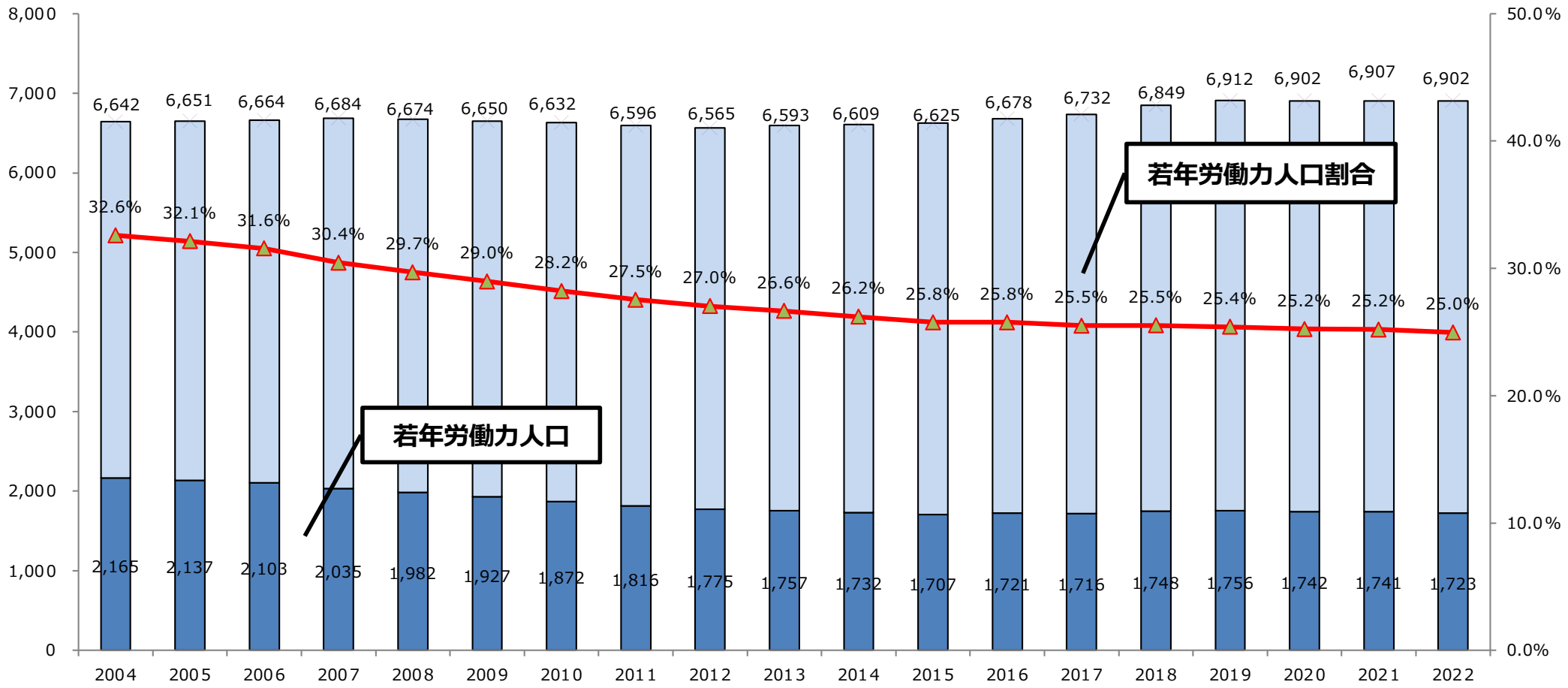

（資料出所）総務省「労働力調査」（基本集計）
（注１）労働力人口は年平均。
（注２）2011年のデータは、東日本大震災の影響により調査実施が一部地域において一時困難となったため、補完的に推計した値である。
（注３）2022年からは、算出の基礎となるベンチマーク人口を、2015年国勢調査結果を基準とする推計人口（旧基準）から2020年国勢調査結果を基準とする推計人口（新基準）に切り替えた。これに伴い2018年から2021年までの数値については、比率を除き、新基準のベンチマーク人口に基づいて遡及又は補正した時系列接続用数値。
（注４）「若年労働力人口割合」とは、労働力人口に占める若年労働力人口の割合。

若年者の完全失業率・完全失業者数の推移

○　若年者の完全失業率及び完全失業者数は、15～24歳層、25～34歳層のいずれも低い水準にある。
○　2022年の完全失業率は、15～24歳層で4.4%、25～34歳層で3.6%といずれも前年より0.2ポイント低下となった。

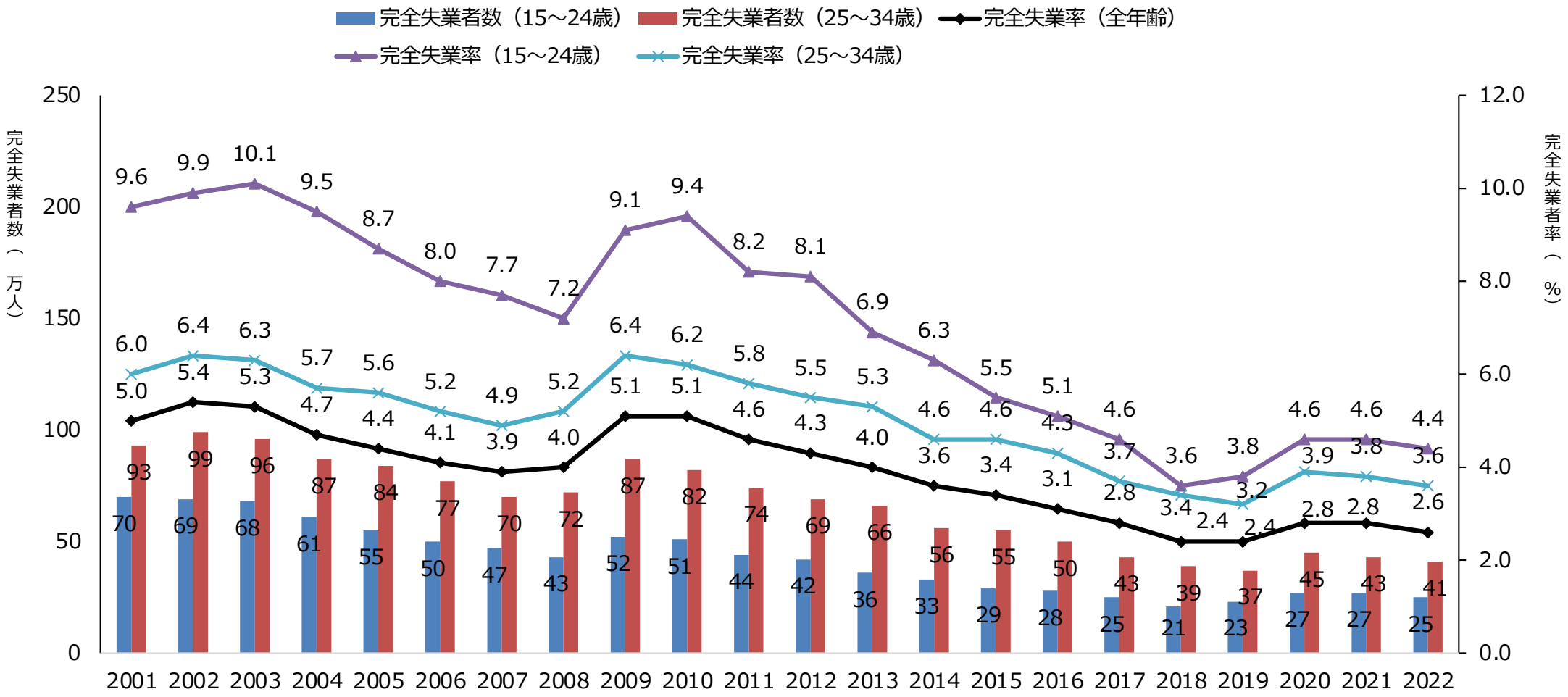

（資料出所）　総務省統計局「労働力調査」（基本集計）
（注）　完全失業率、完全失業者数は年平均。

各国における若年者の失業率（2021年）

国	失業率（%）		
	全年齢計	15～24歳	25～34歳
日本	2．8	4．6	3．7
アメリカ	5．3	9．7	5．7
イギリス	4．4	12．6	3．8
フランス	7．9	18．9	9．0
ドイツ	3．6	6．9	4．3
カナダ	7．5	13．5	7．0
イタリア	9．5	29．7	14．1
韓国	3．7	8．5	5．6
スウェーデン	8．8	24．8	8．7
スペイン	14．8	34．8	18．1

（資料出所）" OECD.Stat "LFS by sex and age – indicators から2023年3月13日に抽出

学歴別就職者数の推移

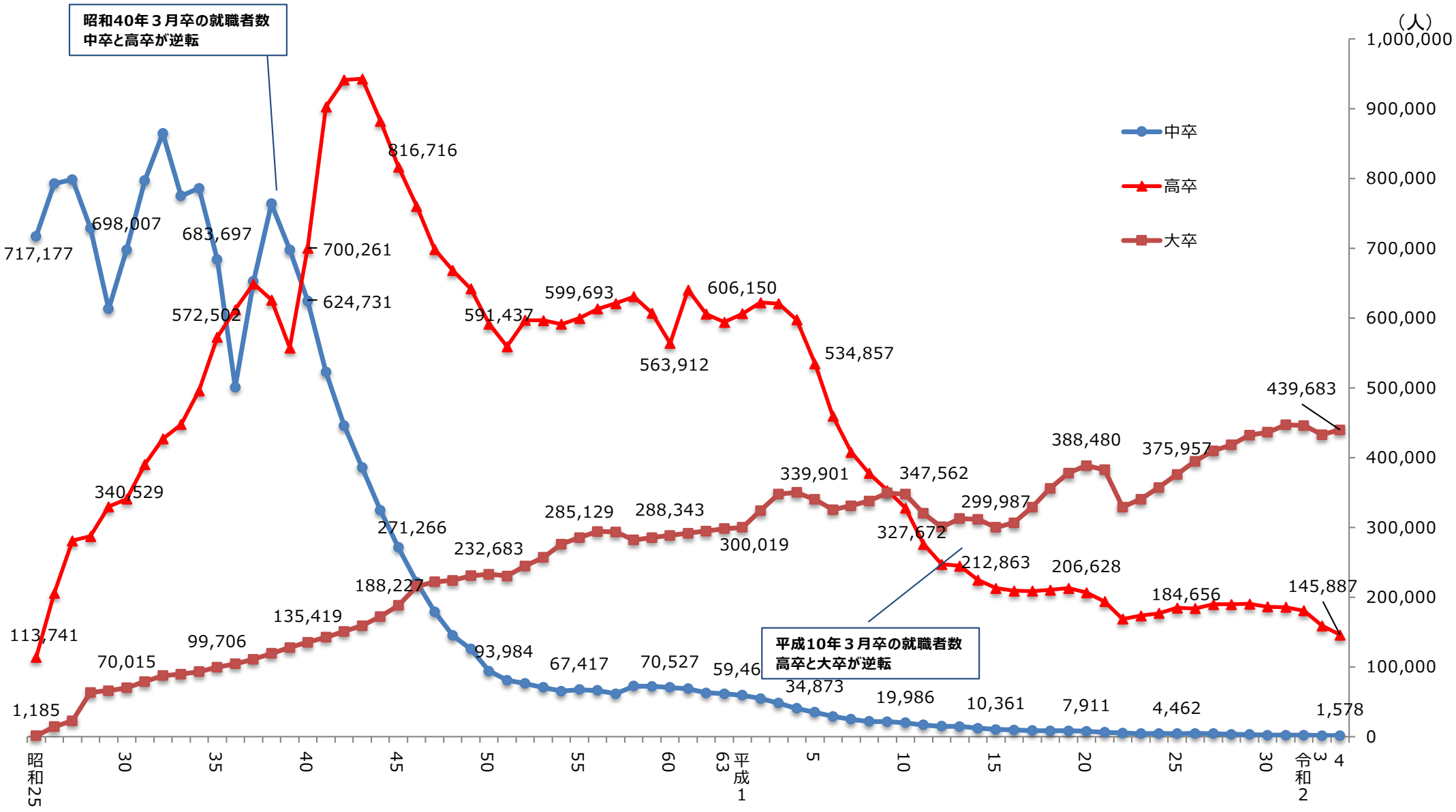

（資料出所）文部科学省 「学校基本調査」

（注）就職者数については集計項目の変更に伴い、中卒は平成30年度、高卒及び大卒は令和２年度から、就職者等のうち「自営業主等」、「無期雇用労働者」、「有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上、かつフルタイム勤務相当の者」、進学者のうち「就職している者」の計となっている。

新規大学卒業（予定）者の就職（内定）率の推移

令和５年３月卒業の新規大学卒業者の就職率（令和５年２月１日現在）は90.9%と、対前年同期差+1.2ポイントとなっている。

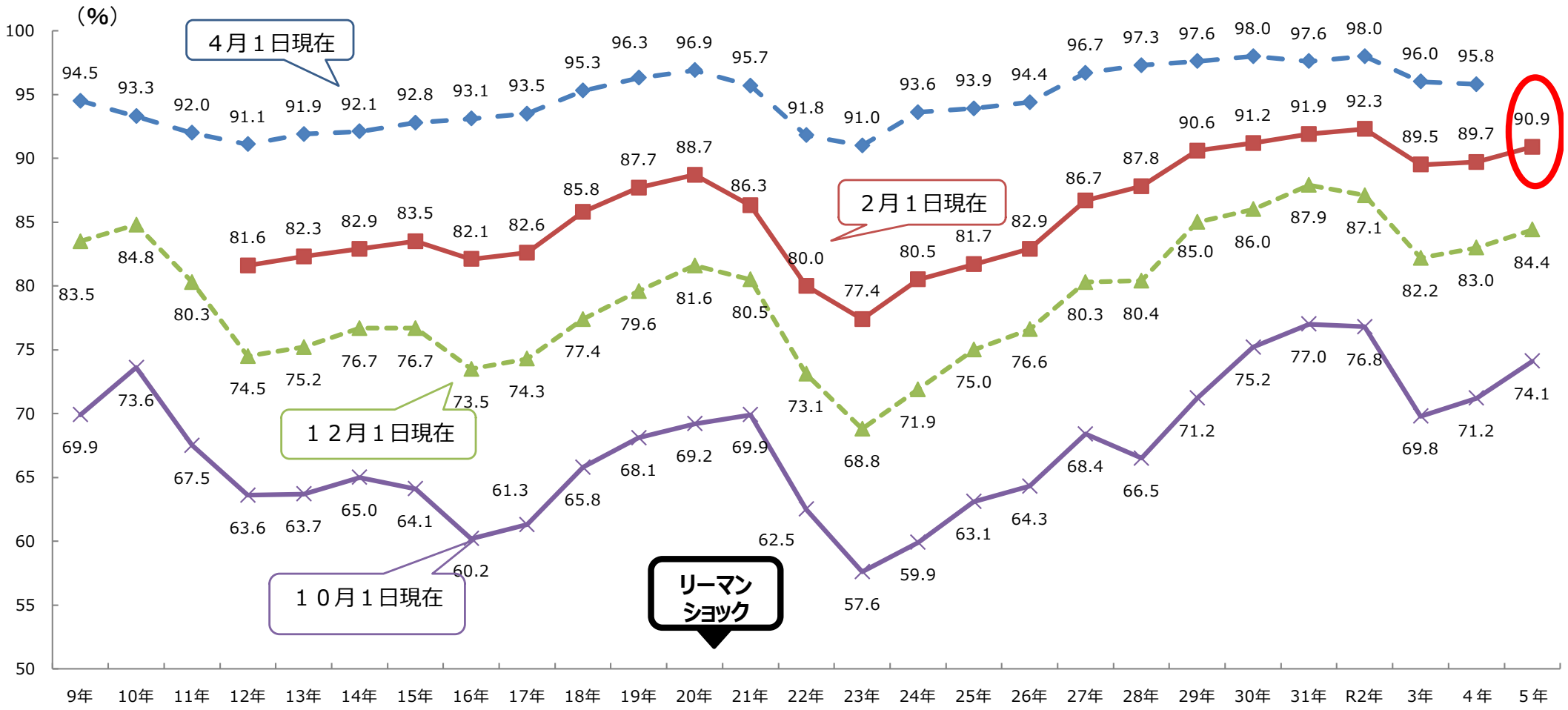

（資料出所）「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職内定状況等調査」（文部科学省・厚生労働省）
（注）就職（内定）率とは、就職希望者に占める就職（内定）者の割合。

（各年３月卒）

若年者雇用対策

新卒者等への就職支援

◆ 全都道府県にワンストップで新卒者等を支援する**「新卒応援ハローワーク」**を設置（全国56か所）

◆ 学校等との連携の下、**「就職支援ナビゲーター」**（※）によるきめ細かな支援

【実績】就職決定者数：**約１６．３万人**（令和３年度）

※『新卒者の就職支援』を専門とする職業相談員。企業の人事労務管理経験者などを採用。

【主な支援メニュー】

○ 担当者を決めての個別支援（定期的な求人情報の提供、就職活動の進め方の相談、エントリーシートや履歴書などの作成相談、面接指導など）

○ 職業適性検査や求職活動に役立つ各種ガイダンス・セミナーなどの実施

○ 在職者向け相談窓口、就職後の職場定着のための支援

個別支援による相談

新卒応援ハローワークにおける支援内容

すべて無料。初回の予約は不要

・大学院・大学・短大・高専・専修学校などの学生や、これらの学校を卒業した方を対象に、それぞれの方に応じた支援を無料で実施。初回は基本的に予約は不要。

仕事探しに関する相談を随時受付

・求人や応募方法、仕事を探す上での疑問など、仕事探しに当たっての各種相談を受け付け

専門の相談員が、担当者制で個別に支援

・新卒の就職活動を専門とする就職支援ナビゲーターが、担当者制で個別相談を実施。
・臨床心理士による心理的サポートも実施。
・エントリーシート・履歴書の作成相談や、面接指導も受付け。

就職フェアや各種セミナーを開催

・年間を通じて、就職面接会や就職活動に役立つセミナーなどのイベントを開催。

初来所 ↓ 活動スタート

□ **求職者登録、個別相談**
・初回は、基本的に予約不要
・2回目以降は、ナビゲーターによる担当者制で支援開始

□ **自己分析、各種セミナーの受講**
就職活動の進め方講座、ﾋﾞｼﾞﾈｽﾏﾅｰ講習、面接基本対策講座、ｸﾞﾙｰﾌﾟﾃﾞｨｽｶｯｼｮﾝ、身だしなみ講座、職業適性検査等

□ **企業説明会を通じた業界研究**

□ **情報収集、求人検索**

企業への応募

□ **企業へのアプローチ**

□ **応募書類や面接の準備、支援**
履歴書やエントリーシートの作成をサポート、面接練習

□ **ミニ面接会や合同面接会の開催**

採用

□ **就職後の相談、定着支援**
就職後も、職場環境や人間関係、昇進などの悩みについて相談を受け付け

フリーター等への就職支援

◆ **「わかものハローワーク」、「わかもの支援コーナー」等の設置**

フリーター等の正社員就職の支援拠点として、

『わかものハローワーク』（全国21か所）、『わかもの支援コーナー』等（全国200か所）を設置。

【実績】ハローワークにおけるフリーター等の正社員就職者数：**約１０.８万人**（令和３年度）

【主な支援メニュー】

○ 初回利用時のプレ相談の実施、担当者制によるマンツーマンでの個別支援

○ 正社員就職に向けた就職プランの作成、職業相談・職業紹介

○ 正社員就職に向けたセミナー、グループワーク等の各種支援メニュー

○ 就職後の定着支援の実施　等

セミナーの様子

わかものハローワーク等における支援の流れ

プレ相談

正規雇用就職プラン作成

・定期的な来所、担当者制による職業相談

・グループワーク等集団指導

・各種セミナー、就職面接会等の定期開催

・他の支援機関（地域若者サポートステーション　等）への誘導

模擬面接、履歴書作成、職業相談等

職業紹介・面接

就職

・在職者のフォローアップ（再利用を促す取組）

・就職後の定着指導

不採用

・振り返り（心理カウンセリング等）

若者雇用促進法
（「青少年の雇用の促進等に関する法律」）

若者の雇用の促進等を図り、その能力を有効に発揮できる環境を整備するため、若者の適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずる「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律」が、平成27年９月18日に公布され、同年10月１日から順次施行されている。

若者雇用促進法の主な内容

① 職場情報の積極的な提供（平成28年３月１日施行）

新卒段階でのミスマッチによる早期離職を解消し、若者が充実した職業人生を歩んでいくため、労働条件を的確に伝えることに加えて、若者雇用促進法において、平均勤続年数や研修の有無及び内容といった就労実態等の職場情報も併せて提供する仕組みを創設した。

※職場情報については、新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、(ⅰ)幅広い情報提供を努力義務化、(ⅱ)応募者等から求めがあった場合は、以下の３類型ごとに１つ以上の情報提供を義務としている。

➢ 提供する情報：（ア）募集・採用に関する状況、（イ）職業能力の開発・向上に関する取組の実施状況、（ウ）職場への定着の促進に関する取組の実施状況

② ユースエール認定制度（平成27年10月１日施行）

若者雇用促進法において、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業について、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度を創設した。

➢メリット　：　ハローワーク等によるマッチング支援、日本政策金融公庫による低利融資、公共調達における加点評価などを受けることができる

➢認定基準　：・若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
・直近３事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下
・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）について公表している

等

＜認定マーク＞

適職選択のための取組促進～職場情報の積極的な提供～

・新規学校卒業者の卒後３年以内の離職率　大卒約３割、高卒約４割。（平成31年３月卒）
・25～34歳の不本意非正規の割合（15.6%）は全体（10.3%）と比べて高い。（令和4年）

⇒　新卒段階でのミスマッチ解消が重要。特に、新卒者は就労経験が少なく、情報の収集・活用面で未熟であることから、職場の就労実態に係る職場情報の提供により適職選択を支援することが必要。

職場情報の積極的な提供の促進

○　新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、
　①　以下の（ア）～（ウ）の職場情報について幅広い提供を努力義務化。
　②　求人への応募者又は応募の検討を行っている者から求めがあった場合や、ハローワーク等に対して求人申込みを行い、ハローワーク等から求めがあった場合は、以下の（ア）～（ウ）のそれぞれについて、１つ以上の情報提供を義務化。

○　積極的な職場情報提供の取組を促すため、若者雇用促進法に基づく事業主等指針で、
　①　事業主等は以下の全ての項目の情報提供をすることが望ましいこと
　②　職業紹介事業者は新卒求人の受理時に、求人者に以下の全ての項目の情報提供を求めることが望ましいこと等を定めている。（事業主等指針第二の二及び第四の四）

【提供する青少年雇用情報の具体的項目】

（ア）募集・採用に関する状況
　過去３年間の新卒採用者数・離職者数、過去３年間の新卒採用者数の男女別人数、平均勤続年数
（イ）職業能力の開発・向上に関する取組の実施状況
　研修の有無及び内容、自己啓発支援の有無及び内容、メンター制度の有無、キャリアコンサルティング制度の有無及び内容、社内検定等の制度の有無及び内容
（ウ）職場への定着の促進に関する取組の実施状況
　前年度の月平均所定外労働時間の実績、前年度の有給休暇の平均取得日数、前年度の育児休業取得対象者数・取得者数（男女別）、役員及び管理的地位にある者に占める女性割合
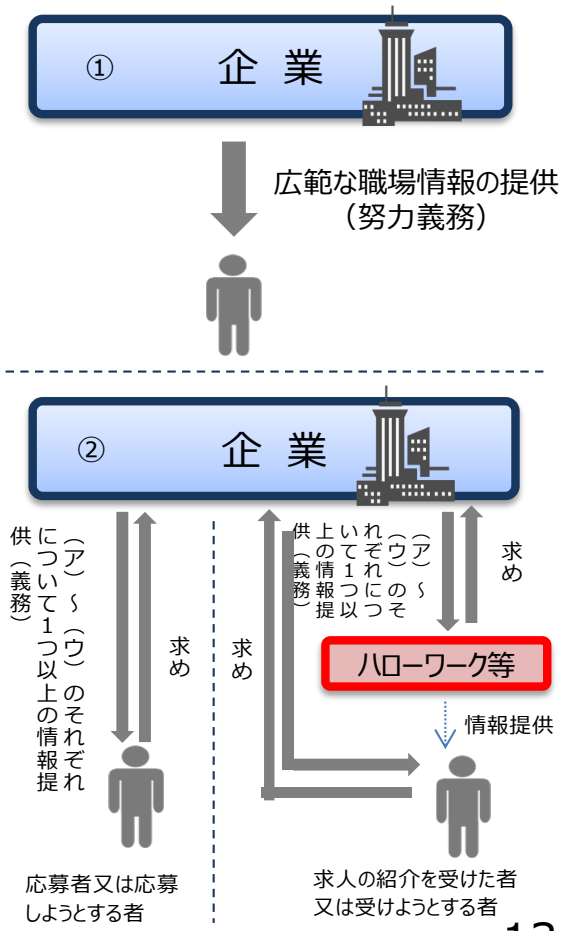
〈情報提供のイメージ〉